

業 務 請 負 契 約 書

- 1 業 務 名 令和8年度 埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務
- 2 履行場所 熊本森林管理署管内 小畑国有林内（熊本県熊本市）
- 3 履行期間 自 契約締結日の翌日 から
至 令和9年1月15日 まで
- 4 請負代金額 ￥ 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円）
- 5 契約保証金 納めないこととする。

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 眞城 英一（「以下発注者」という。）と、受注者 （以下「受注者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 熊本市西区京町本丁2番7号
氏 名 支出負担行為担当官
九州森林管理局長 眞城 英一 印

受注者 住 所
氏 名
印

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）の条項に定めるもののほか、別紙「仕様書」に基づき、頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

(関係法令の遵守)

第2条 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に業務を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書及び仕様書に定めるところにより、業務実施に必要な監督を行い、受注者の現場代理人及び担当技術者に対して指示を与えるものとする。

(現場代理人及び担当技術者等)

第6条 受注者は、現場代理人及び担当技術者を定め、作業着手前に書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人等を変更したときも同様とする。

- 2 前項の現場代理人と担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

- 3 現場代理人等は、監督職員の指示に従い、作業現場の取締り及び作業に関する一切の事項を処理しなければならない。

(学識経験者)

第7条 受注者は、学識経験を定め、書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知し承認を得なければならない。やむを得ない事情により変更したときも同様とする。

(業務の調査等)

第8条 受注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。これらの場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(履行期間の変更方法)

第10条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 受注者は、業務の処理に関し、第三者に及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。

ただし、発注者の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではない。

(苦情処理)

第13条 受注者は、本契約に基づく業務の実施に関し、諸官庁の指導や地域住民等からの苦情の発生又は業務に関わる支障が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者と受注者が協議して円満な解決を図るものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求の基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- 二 この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- 三 この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第15条 発注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第16条 発注者は、受注者の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるとき

は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、請負代金額に対して、延滞日数に応じて、年5パーセントの割合を乗じて得た金額とする。

(業務終了時の報告及び検査)

第17条 受注者は、業務が終了したときは、報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は遅延なく補正を行い、発注者に補正終了の届出をし、再検査を受けるものとする。

(請負代金の支払方法)

第18条 受注者は、第16条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の支払期限までに請負代金を支払わないときは、期限の翌日から支払日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、遅延利息を支払わなければならない。

(違約金)

第19条 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約を解除したときは、受注者は頭書の請負金の10分の1に相当する額の違約金を発注者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、本契約を履行するにあたり、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

本条に定める義務は、本契約終了後もなお有効に存続する。

(紛争の解決)

第21条 この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の

使用人又は受注者から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約外の事項）

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。